

独立監査人の監査報告書

平成25年12月16日

一般財団法人 海上災害防止センター

理事長 岩 男 雅 之 殿

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

長村 彌一



指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

澤田 修一



<財務諸表監査>

当監査法人は、独立行政法人通則法（以下、「通則法」という。）第39条の規定に基づき、独立行政法人海上災害防止センターの平成25年4月1日から平成25年9月30日までの第11期事業年度のすべての勘定に係る勘定別損失の処理に関する書類（案）を除く財務諸表、すなわち、すべての勘定に係る勘定別貸借対照表、勘定別損益計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、勘定別行政サービス実施コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び勘定別附属明細書からなる勘定別財務諸表並びに法人単位貸借対照表、法人単位損益計算書、法人単位キャッシュ・フロー計算書、法人単位行政サービス実施コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び法人単位附属明細書からなる法人単位財務諸表について監査を行った。

財務諸表に対する一般財団法人の長の責任

一般財団法人の長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して財務諸表（すべての勘定に係る勘定別損失の処理に関する書類（案）を除く。以下同じ。）を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽の表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために一般財団法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。この監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査は、一般財団法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画される。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正及び誤謬並びに違法行為による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、一般財団法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに一般財団法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす一般財団法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽の表示の要因とならない一般財団法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査意見

当監査法人は、上記の防災措置業務勘定及びその他業務勘定に係る各勘定別財務諸表並びに法人単位財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人海上災害防止センターの各勘定及び法人単位の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

防災措置業務勘定及びその他業務勘定に係る勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表における重要な会計方針に関する注記に記載されているとおり、独立行政法人海上災害防止センターは、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律」（平成24年法律第89号）附則第10条の規定に基づき、法律の施行の時（平成25年10月1日）に解散し、独立行政法人海上災害防止センターの業務は同法による指定海上防災機関である一般財団法人海上災害防止センターが引き続き実施している。

なお、政府に対して払い戻される政府の持分に係る出資金並びにその他出資金及び出えん金のうち請求があった額に相当する金銭を除き、その一切の権利及び義務は指定海上防災機関に包括して承継されている。

財務諸表は、継続企業を前提として作成されており、解散することによる影響を財務諸表には反映していない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律」（平成24年法律第89号）附則第10条の規定に基づき、独立行政法人海上災害防止センターの最終事業年度に係る通則法第38条及び第39条の規定により、財務諸表、事業報告書及び決算報告書に関し独立行政法人が行わなければならないとされる行為は、指定海上防災機関である一般財団法人海上災害防止センターが従前の例により行っている。

<通則法が要求する損失の処理に関する書類（案）及び決算報告書に対する意見>

当監査法人は、通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人海上災害防止センターの平成25年4月1日から平成25年9月30日までの第11期事業年度の各勘定に係る損失の処理に関する書類（案）及び各勘定に係る決算報告書について監査を行った。

損失の処理に関する書類（案）及び決算報告書に対する一般財団法人の長の責任

一般財団法人の長の責任は、法令に適合した損失の処理に関する書類（案）を作成すること及び予算の区分に従って決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、損失の処理に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか及び決算報告書が予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から意見を表明することにある。

通則法が要求する損失の処理に関する書類（案）及び決算報告書に対する監査意見

当監査法人の監査意見は次のとおりである。

- (1) 各勘定に係る勘定別損失の処理に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (2) 各勘定に係る決算報告書は、一般財団法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

<事業報告書に対する報告>

当監査法人は、通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人海上災害防止センターの平成25年4月1日から平成25年9月30日までの第11期事業年度の事業報告書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

事業報告書に対する報告

当監査法人は、事業報告書（会計に関する部分に限る。）が独立行政法人海上災害防止センターの財政状態及び運営状況を正しく示しているものと認める。

利害関係

独立行政法人及び一般財団法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上